

静止気象衛星ひまわりの運用等事業 入札説明書に対する質問（参加資格関連以外）への回答

令和7年5月2日

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	入札説明書	2	31	3_ (4) _⑦	現行事業で使用している設備を使用する前提での提案を考える場合、提案前にあらかじめ現行運用事業者との間で使用・改修等の許認可を受けておく必要はありますでしょうか。	その必要はありません。
2	入札説明書	3	7	3_ (4) _⑧	「付帯事業の提案の有無や内容を第二次審査の加算点項目審査の対象とすることは想定していない」と記載ありますが、これは一切加算点項目審査の対象としない、という意味と解釈して良いのでしょうか。	貴見のとおりです。
3	入札説明書	8	26	6_ (7)	参考見積書の使用目的は何でしょうか。	予定価格作成の参考とするためです。
4	入札説明書	8	31	6_ (7) _②	本項で記載のあります「総合評価資料」とは「資料-4 サービス対価の算定及び支払方法」のことを指しているのでしょうか。	「第二次審査資料」を指しています。 なお、総合評価落札方式により落札者を選定するために、当該資料を使用して第二次審査を行います。
5	入札説明書	8	31	6_ (7) _②	「総合評価資料と対応している」の総合評価資料とはどの資料のことを指しているのでしょうか。	「第二次審査資料」を指しています。 なお、総合評価落札方式により落札者を選定するために、当該資料を使用して第二次審査を行います。
6	入札説明書	10	26	1 1_ (1) _⑤	「代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）」とありますが、日本人の場合は署名（サイン）は不可ということでしょうか。不可の場合は、その理由をご教	様式 12-3 のとおり、押印を省略する場合は責任者、連絡先を記入いただければ結構です。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					示ください。	
7	入札説明書	12	4	1 2_ (5)	「複数の提案を行うことはできない」とは、1 事業者が同時に両立し得ない提案を 2 つ以上同時に提出することはできないと理解してよろしいでしょうか。 例えば、「現行事業者の既存資産を利活用する提案」と「現行事業者の既存資産を一切活用せず新規調達品のみで事業遂行する提案」を同時に提案することは不可という理解です。	貴見のとおりです。
8	入札説明書	13	9	1 4_ (3) _⑤	「予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う」と記載ありますが、「直ちに」は文字通り、休憩時間等の間を空けず連続して再入札を行うという意味でしょうか。	貴見のとおりです。
9	入札説明書	15	6	1 6_ (3) _④_ (イ)	「要求範囲」とは業務要求水準書及び加算点項目に示された項目と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
10	入札説明書	16	20	2 0	手続きにおける交渉の有無：無との記載がありますが、記載の趣旨をご教示ください。	政府調達の手続きにおいて、交渉を行うこともあり、有無を明示しているものです。
11	入札説明書	19	22	別紙 2_2_ (2)	サービス対価の分担については、気象庁殿及び NICT 殿にて、全ての費用項目に対して同一割合で分担されるという理解でよろしいでしょうか。	全ての費用項目共通で同一割合となるとは限りません。
12	入札説明書	20	26	別紙 3_2_ (2)	江別アンテナサイト（民有地）を使用する前提での提案を考える場合、提案前にあらかじめ土地所有者との使用権原確保	その必要はありません。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					のエビデンスが必要でしょうか。	
13	入札説明書	21	34	別紙3_5_(1)	SPCにおいて、既存アンテナ等に改修を行った場合、設備の操作手順や維持管理方法に変更が生じる場合があると考えます。その場合、現行事業者に対して改修内容の説明や操作訓練等が必要になると考えますが、それらの作業は本事業に含まれると考えて良いでしょうか。	貴見のとおりです。
14	入札説明書	23	1	別紙4	競争的対話には、有識者等委員長・副委員長・委員の方も参加されるのでしょうか。	現時点では決まっておりません。
15	入札説明書	25	10	入札に関する注意事項	「なお、当該価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施し、その結果、当該入札金額にて落札決定する可能性がある」と記載ありますが、低入札価格調査とは具体的にどのような調査を想定されていますでしょうか。またその調査の結果、何らかの不正行為が認められた場合は失格する可能性もあるということでしょうか。	本件は低入札価格調査対象案件ではありません。
16	入札説明書	25	10	入札に関する注意事項	「なお、当該価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施し、」と記載ありますが、入札価格の下限值設定は実施されますでしょうか。また入札額がその下限値を下回った場合は失格する可能性もあると理解してよろしいでしょうか。	下限値設定はありません。
17	(資料-1) 事	5	1	第9条_1	契約の保証について、第2項各号の保証	第2項各号の保証金額又は保険金額の

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
	業契約書(案)				金額又は保険金額を、第1項各号の方法を合わせて満たすことでもよいでしょうか？ 必要となる契約保証金額に対して、一部を契約保証金、一部を履行保証保険で対応し、それぞれの保証金額と保険金額を合算することで、必要な契約保証金額を満たすことを想定しています。	修正については、No. 20 をご参照ください。 そのうえで、異なる方法を組み合わせること（例えば整備費の10%相当額のうち保証金納付が5%、履行保証保険が5%）は不可とします。
18	(資料-1) 事業契約書(案)	5	2	第9条_1	有価証券等を担保として提供する場合の評価額と保証金額又は保険金額の関係についてご教示ください。有価証券等は市場により価格が増減することがありますが、その場合の対応についてもご教示願います。	入札説明書に添付した「気象庁競争契約入札者心得」第12条(契約保証金等)第4項をご参照ください。同項に定める手続きによることができない有価証券等は、保証金に代わる担保として扱うことができません。
19	(資料-1) 事業契約書(案)	5	7	第9条_2	公表されている現行事業の「事業契約書(案)」第9条(契約の保証)には、施設・設備整備費の10分の1以上という定めしかありません。 本事業の事業契約書(案)で、維持管理費及び運用費に対応する保証金も求めています。事業者には過大な負担がかかることとなりますので、現行事業と同様、契約保証金は整備費のみを対象とするようにしていただけないでしょうか。 もし、それができないのであれば、今回、維持管理費及び運用費も対象とする理由を説明願います。	No. 20 をご参照ください。
20	(資料-1) 事業契約書(案)	5	7	第9条_2	入札説明書の13.(2)では、契約保証金	入札説明書の13.(2)を正とし、事業

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
	業契約書(案)				は「本契約の締結日から9号衛星に係る運用開始日までを期間」として「整備費の10分の1以上」を求められているに過ぎないのにもかかわらず、事業契約書(案)では「本契約期間中」を通して、かつ、維持管理費及び運用費に対応する額も求められています。 事業契約書(案)が誤りであると考えてよろしいでしょうか。	契約書(案)の第9条第2項を修正します。契約保証の対象は整備費のみとし、維持管理費及び運用費は対象外とします。
21	(資料-1) 事業契約書(案)	5	13	第9条_2_二	当条項の「イ」「ロ」に関して、「10号衛星」に係る「運用開始日」の翌日から、9号衛星の運用開始日までの間において、各事業年度の「各衛星共通」「10号衛星のみ」の「維持管理費」と「運用費」の20%を保証金として納付する旨記載がありますが、契約保証金の納付の為、事業者は金融機関より借入れ等の手当てをすることとなり、事業費規模を勘案するとあまりにも事業者の負担が過大すぎるため、軽減をお願いします。	No. 20 をご参照ください。
22	(資料-1) 事業契約書(案)	5	23	第9条_2_三	当条項の「イ」「ロ」に関して、「9号衛星」に係る「運用開始日」の翌日から、9号衛星の運用終了日までの間において、各事業年度の「本事業衛星」の「維持管理費」と「運用費」の20%を保証金として納付する旨記載がありますが、契約保証金の納付の為、事業者は金融機関より借入れ等の手当てをすることとなり、事業費規模	No. 20 をご参照ください。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					を勘案するとあまりにも事業者の負担が過大すぎるため、軽減をお願いします。	
23	(資料-1) 事業契約書(案)	5	32	第9条_2_四	当条項の「イ」「ロ」に関して、「9号衛星」に係る「運用終了日」の翌日から、本契約の了日までの間において、各事業年度の「本事業衛星」の「維持管理費」と「運用費」の20%を保証金として納付する旨記載がありますが、契約保証金の納付の為、事業者は金融機関より借入れ等の手当てをすることとなり、事業費規模を勘案するとあまりにも事業者の負担が過大すぎるため、軽減をお願いします。	No. 20 をご参照ください。
24	(資料-1) 事業契約書(案)	7	14	第13条_2	本項の規定は、「事業者」が「発注者」より貸与を受けたコンピューター・プログラムそのものに対して新たに開発を行った場合に適用される内容という理解であり、「事業者」が貸与を受けたコンピューター・プログラムに関連して別箇に開発を行った独立性のある付属プログラム等は適用外という理解で相違ないでしょうか。	基本的には貴見のとおりですが、何をもって別個独立と判断するかは、事業者の具体的な開発内容に応じた個別協議によります。
25	(資料-1) 事業契約書(案)	18	1	第37条_2	同1項において、発注者責における事業遅延の場合は遅延利息の負担はしないとありますが、一方で事業者責の場合による事業遅延の場合には遅延利息の負担が定められています。事業者も免除を希望します。	原案のとおりとします。第1項において、発注者は事業者の合理的な増加費用を負担するものとしており、遅延利息の負担の有無のみをもって、第2項との均衡を失することにはならないと考えます。
26	(資料-1) 事	18	24	第39条	「10号衛星」に係る「地上施設」を「使	ご質問の「接合試験」が第58条第1項

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
	業契約書(案)				用可能」とするためには「10 号衛星」との接合試験が必要になる認識です。衛星製造のスケジュール遅延が発生した場合は「使用可能」とするべき期限及び「運用可能」とするべき期限の見直しをいただけたと考えてよろしいでしょうか。	イの「10 号衛星」と「試験対象設備」との適合性試験を指すのであれば、貴見のとおりです。
27	(資料-1) 事業契約書(案)	25	21	第59条	9号衛星について、「本衛星製造業者」による訓練及び「前事業者」による教育訓練で発生する費用は、発注者側で負担いただけたという理解でよろしいでしょうか。	9号衛星の運用引継ぎに係る「本衛星製造業者」による訓練及び「前事業者」による教育訓練は、発注者から提供します。訓練を受けるために発生する人件費等は事業者負担となります。
28	(資料-1) 事業契約書(案)	29	4	第71条	「後継衛星」の運用等について協議に応じるとありますが、具体的にはどのような協議を想定しているのでしょうか。	本事業において「後継衛星」の運用等を実施するか否かを含めた協議を想定しています。
29	(資料-1) 事業契約書(案)	29	4	第72条_5	発注者の責めに帰すべき事由の場合、「維持管理費」及び「運用費」、並びに「その他の費用」を支払わない。とありますが、本事業が継続する限りは事業者の費用負担が発生いたします。但し書きにて、「事業者」が負担を待逃れない合理的な費用に相当する金額とありますが、「維持管理」及び「運用費」、並びに「その他の費用」のうち合理的な費用が支払われる理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
30	(資料-1) 事業契約書(案)	35	16	第80条_3	第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができるとありますが、第83条、第86条及び第89条には同様の規定がありません。契約保証	No. 20 に記載のとおり、契約保証の対象は整備費のみとし、維持管理費及び運用費は対象外とします。そのうえで、第83条については、第80条第3項と

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					があっても違約金には充当されず、別途支払わなければならないのでしょうか。その場合、事業者の資金負担が過大となるため、契約保証及び違約金のいずれか又は両方の見直しをご検討ください。	同様の規定を追加し、9号衛星に係る整備費の10%に相当する保証金等を違約金に充当する方向で修正します。第86条及び第89条については、原案のとおりとします。
31	(資料-1) 事業契約書(案)	37	13	第83条_2	維持管理費及び運用費の20%に相当する額は、事業規模から過大な負担となりますので、軽減をお願いします。	原案のとおりとします。現行事業において同様の割合を求めていることや、本事業において仮に契約解除に至った場合の重大さに鑑み、緩和することは困難です。
32	(資料-1) 事業契約書(案)	39	27	第86条_2	維持管理費及び運用費の20%に相当する額は、事業規模から過大な負担となりますので、軽減をお願いします。	原案のとおりとします。現行事業において同様の割合を求めていることや、本事業において仮に契約解除に至った場合の重大さに鑑み、緩和することは困難です。
33	(資料-1) 事業契約書(案)	41	17	第89条_2	維持管理費及び運用費の20%に相当する額は、事業規模から過大な負担となりますので、軽減をお願いします。	原案のとおりとします。現行事業において同様の割合を求めていることや、本事業において仮に契約解除に至った場合の重大さに鑑み、緩和することは困難です。
34	(資料-1) 事業契約書(案)	42	29	第93条_1	「地上施設のうち国有地である事業用地に建設した建物」とは、アンテナやそれに付随するシェルターは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	基本的には貴見のとおりですが、事業者の整備内容に応じた個別協議となります。
35	(資料-1) 事業契約書(案)	44	12	第98条_1	93条_1項で「地上施設のうち国有地である事業用地に建設した建物」に、アンテナやそれに付随するシェルターは含む場合、瑕疵その他不適合箇所の修補に関し	発注者による費用負担は想定していませんが、経過年数に応じた劣化等を考慮したうえで請求内容を定めることを想定しています。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					て、契約終了後、発注者が地上施設を所有した日から 180 日間の修補または交換とありますが、事業期間から 15 年経過したものについてであり、一般的な瑕疵その他不適合箇所の責任義務の範囲外であることから有償対応との理解でよろしいでしょうか。	
36	(資料-1) 事業契約書(案)	45	1	第 9 9 条_2	事業者の役員の変更については、事業期間中、変更頻度が多いと想定されるため、都度通知ではなく、年に 1 度（年度終了後直ちに）等に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
37	(資料-1) 事業契約書(案)	60	36	別紙 7_3	10 号衛星に係る運用開始日後から 9 号衛星の運用開始日前における、不可抗力による追加費用及び損害額の分担が不明確なため、3つの時期に分けて記載をお願いします。現状のままですと、10 号衛星に係る運用開始日後から 9 号衛星の運用開始日前は、「整備期間」中、「維持管理・運用期間」中の損害分担双方の 1 %を事業者が負担することになります。	「10 号衛星」の「運用開始日」から「9 号衛星」の「運用開始予定日」までの間において、(1) ①の「整備期間」中の「地上施設」に係る「整備費」は、「9 号衛星運用開始時に係る整備費」のみを指します。
38	(資料-2) 業務要求水準書	5	5	第 1 部_第 4_ (エ)	必要に応じてひまわり 10 号メーカーとの間で調整のために開催する会合の主催者は、発注者側との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
39	(資料-2) 業務要求水準書	5	17	第 1 部_第 4_ (キ)	「RDACS が生成したファイルを伝送するための伝送モジュールも別途提供する。」とありますが、この伝送モジュールは RDACS と同様に気象庁から貸与されるソ	貴見のとおりです。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					ソフトウェアであり、動作確認も行われるものと理解してよろしいでしょうか。	
40	(資料-2) 業務要求水準書	7	3	第1部_第6_(イ)	別紙2-2 提供する文書等(ひまわり9号に係る文書)の記載に「文書毎に全部開示または部分開示の有無がある」とありますが、別紙2-1 提供する文書等(ひまわり10号に係る文書)にはこの記載がありませんが、別紙2-1の文書についても同様に全部開示または部分開示があるのでしょうか。	別紙2-1 提供する文書等(ひまわり10号に係る文書)についても全部開示又は部分開示があります。
41	(資料-2) 業務要求水準書	7	10	第1部_第6_(オ)	地上側で衛星シミュレータを用意する場合、衛星シミュレータ(気象観測センサシミュレータを含む)との接続プロトコルは“TCP/IPソケットを使用した接続手順仕様書 Ver. 1.12”に従う必要はありますか。	“TCP/IPソケットを使用した接続手順仕様書 Ver. 1.12”は、事業者と気象庁との接続のみに適用され、衛星シミュレータとの接続には適用されません。
42	(資料-2) 業務要求水準書	10	28	第2部_2_(ツ)	別紙1 ひまわり10号試験計画書表のイベント項目「ひまわり10号軌道上試験(IOT)」におけるSPCと衛星メーカーの運用の役割分担をお示しいただけないでしょうか。	IOTは、SPCの地上施設と人員を使用して、衛星メーカーが、その責により実施するものです。 具体的な運用の作業分担については、軌道上試験(IOT)前に定める予定です。
43	(資料-2) 業務要求水準書	11	32	第2部_第1_3_(2)_イ_(カ)	「気象庁が求める暗号化対応」についてはどこで示されているか。	第一次審査通過後に提示する地上施設要求要件書(案)を参考にしてください。
44	(資料-2) 業務要求水準書	12	31	第2部_第1_3_(3)_イ_(ウ)	宇宙環境センサデータの伝送について、「指定する通信手順」は、どのタイミングで示されますか。	No. 66を参照してください。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
45	(資料-2) 業務要求水準書	13	20	第2部_第1_3_(3)_(シ)	RDACS 伝送モジュールは RDACS と同様に気象庁から貸与される場合ですが、設備の要求水準として「RDACS が生成する各ファイルを PUSH 型の FTP 方式を用いて気象庁へ伝送できること。」と記載があります。一方、RDACS が生成したファイルを伝送するための伝送モジュールが気象庁から貸与されるソフトウェアであるとの認識が正しければ、この SPC への伝送に係る要求水準はどのように解釈をすればよろしいでしょうか。	RDACS 伝送モジュールは気象庁から貸与するソフトウェアで、(シ) で求める要求水準はそのソフトウェアの動作と伝送を実現させる環境を含む要求を意味します。
46	(資料-2) 業務要求水準書	13	23	第2部_第1_3_(3)_(ス)	ISDACS が生成したイメージ及びサウンドの各ファイルの気象衛星センターへの伝送について記述されていますが、そのデータ量についてご提示をお願いします。	第一次審査通過後に提示する地上施設要求要件書(案)を参考にしてください。
47	(資料-2) 業務要求水準書	14	9	第2部_第1_3_(3)_(セ)	RDACS 伝送モジュールは RDACS と同様に気象庁から貸与される場合ですが、設備の要求水準として「RDACS が生成する放射計データファイルの保持と伝送については、以下の d の要求水準を満たすこと。」と記載があります。一方、RDACS が生成したファイルを伝送するための伝送モジュールが気象庁から貸与されるソフトウェアであるとの認識が正しければ、この SPC への伝送に係る要求水準はどのように解釈をすればよろしいでしょうか。	RDACS 伝送モジュールは気象庁から貸与するソフトウェアで、(セ) で求める要求水準はそのソフトウェアの動作と伝送を実現させる環境を含む要求を意味します。
48	(資料-2) 業	20	25	第3_3_(1)_イ_(エ)	前回の「実施方針の公表」における質問	貴見のとおりです。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
	務要求水準書				回答では、入札公告時に軌道制御範囲と手法が気象庁殿より提示されることになっておりましたが、本件は第一次審査の通過者のみに通知されるものと理解してよろしいでしょうか。	
49	(資料-2) 業務要求水準書	22、23	22、5	第2部_第3_3_(2)_イ_ (カ) 及び (キ)	ISDACS 及び RDACS が生成するデータ量、及び伝送すべきデータ量はどこで示されているか。	第一次審査通過後に提示する地上施設要求要件書 (案) を参考にしてください。
50	(資料-2) 業務要求水準書	23	16	第2部_第3_3_(2)_イ_ (コ)	「宇宙環境センサデータの分離状況を監視する」とは具体的に何をすることでしょうか。	気象センサデータに重畳されている宇宙環境センサデータが正常に分離されているかどうかを監視することを指します。
51	(資料-2) 業務要求水準書	24	10	第3_3_(2)_イ_ (タ)_b	前回の「実施方針の公表」における質問回答では、「更新とはバージョンアップした ISDACS (ひまわり 9 号については RDACS) を設備へインストールすることを意味しています。」とのご回答がありました。責任分界点を考えた場合、ソフトウェアを改修した事業者がまずは予備系の実機にインストールし正常な動作確認を行った後他系の実機すべてに対しインストール (動作確認含む) するところまでが一連の作業ではないでしょうか。	ソフトウェアを改修 (バージョンアップ) した事業者は バージョンアップした ISDACS 及び RDACS をその事業者の設備で動作確認し、SPC の持つ設備へのインストール (動作確認含む) は SPC が行う想定です。
52	(資料-2) 業務要求水準書	25	12	第2部_第3_3_(3)_イ_ (サ)	通報局資料中継帯域内の混信状況を定期的に気象庁に報告するとあり、別紙 5 でスペクトラムアナライザによる帯域内の計測表示画像が示されていますが、報告にはこの表示画面も提出するのでしょうか。	貴見のとおりです。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					か。	
53	(資料-2) 業務要求水準書		7	別紙 1_ひまわり 10 号衛星と地上機器単体適合性試験	衛星実機と地上施設との適合性試験を工場で行うため、地上側の対象機器を工場に輸送するとありますが、工場試験で必要となる地上設備は 1 系統（若しくは 1 計算機）と理解してよろしいでしょうか。	SPC が提案する設備構成で、SPC が適合性試験に必要と考える機器が対象となります。
54	(資料-2) 業務要求水準書		19	別紙 1_ひまわり 10 号観測運用試験	ひまわり 10 号観測運用試験は、衛星メーカーの責で実施されると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
55	(資料-3) 様式集及び記載要領	2	28	第 1_4_(2)_ア	「提案者の意図を伝えるため、適宜必要な図面・スケッチ等を記載することができる。」とは、枚数制限とは別に「別紙」扱いでページを増やしてもよいという理解で正しいでしょうか。	各様式に示す枚数制限とは別に別紙を付すことができますが、評価対象となる提案事項は枚数制限を順守し、別紙は提案内容を補足する図面・スケッチ等のみとしてください。
56	(資料-3) 様式集及び記載要領	3	48	第 1_4_(2)_イ	記載上の留意事項内における「地上システム全体構成図を別途記述」は制限 5 枚とは別に準備するのでしょうか。（制限枚数にはカウントされないのでしょうか。）	枚数制限とは別に別紙を付すことができますが、評価対象となる提案事項は枚数制限を順守し、別紙は提案内容を補足する図面・スケッチ等のみとしてください。
57	(資料-3) 様式集及び記載要領	4	14	第 1_4_(2)_イ_【整備の基本要件】_ア	「地上施設要求要件書（案）」は第一次審査を通過した事業者に、第一次審査結果の通知後すみやかに提示頂けるのでしょうか。	その予定です。
58	(資料-3) 様式集及び記載要領	4	31	第 1_4_(2)_イ_【整備の基本要件】_ク	後継衛星の運用に追加対応できるようにするための拡張性、とありますが、機器・施設面でどの程度の拡張性を想定しておけばよいでしょうか。現時点の見込みが	現時点でお答えできるものではありません。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					ありましたらご教示ください。	
59	(資料-3) 様式集及び記載要領	5	46	第1_4_(2)_イ_【情報セキュリティの確保】_カ	「カ. 気象庁及びNICTとSPCの双方のシステムに影響を与えないようなセキュリティポリシー」は、ポリシー自体をご提案すればよいのか、セキュリティポリシーの策定方法をご提案すればよいのかどちらになりますでしょうか。	現時点で想定されるセキュリティポリシーを提示いただいたうえで、業務要求水準書 第2部 第1 2 (チ) で要求している文書化 (策定) 方法をご提案いただければ問題ありません。
60	(資料-3) 様式集及び記載要領	6	6	第1_4_(2)_イ_【試験】	「気象庁及びNICTからの試験計画」は第一次審査を通過した事業者にはすみやかに提示頂けるのでしょうか。	提示する予定はありません。
61	(資料-3) 様式集及び記載要領	6	17	A-3-2 【主局整備計画】	「カ. 平面図 (各階)」とありますが、本事業で使用するフロアのみと理解しましたが正しいでしょうか。	貴見のとおりです。
62	(資料-3) 様式集及び記載要領	6	40	A-3-2 【副局整備計画】	「カ. 平面図 (各階)」とありますが、本事業で使用するフロアのみと理解しましたが正しいでしょうか。	貴見のとおりです。
63	(資料-3) 様式集及び記載要領	7	26	第1_4_(2)_イ_【無線に係る設備の整備】_ク	記載上の留意事項内における「ク. テレメトリの常時受信仕様」とは回線稼働率 (99.99%以上) のことを指しておりますでしょうか。	業務要求水準書 (P9) にある 99.99%以上は、Ka 帯の回線稼働率を指しています。「テレメトリの常時受信仕様」とは、Ku バンドのテレメトリ受信が途切れないように冗長性を持たせること要求しており、回線稼働率 (99.99%以上) を求めているものではありません。
64	(資料-3) 様式集及び記載要領	8	31	第1_4_(2)_イ_【気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備】	宇宙環境センサの分離に関する仕様、NICT への伝送に関する仕様、気象センサデータに係る設備と衛星管制装置間のインタフェースに関する仕様について、ご提示お願いします。	第一次審査通過後に提示する地上施設要求要件書 (案) を参考にしてください。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
65	(資料-3) 様式集及び記載要領	8	34	第1_4_(2)_イ【気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備】_ウ	記載上の留意事項内における「ウ. イメージャデータと宇宙環境センサデータの分離に関する仕様」とは具体的に何を記載するのでしょうか。	次期静止気象衛星（ひまわり 10 号）の概要等に記載されているとおり、宇宙データシステム諮問委員会（CCSDS）の勧告に基づくパケット多重化されていますので、分離の方法を提案願います。
66	(資料-3) 様式集及び記載要領	8	36	第1_4_(2)_イ【気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備】_エ	記載上の留意事項内における「エ. 宇宙環境センサデータの NICT への伝送に関する仕様」は第一次審査を通過した事業者にはすみやかに提示頂けるのでしょうか。	事業契約締結後を予定しています。なお、第一次審査通過後に提示する地上施設要求要件書（案）もご参考ください。
67	(資料-3) 様式集及び記載要領	8	45	第1_4_(2)_イ【気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る設備の整備】_キ	ひまわり 10 号用 ISDACS 及び RDACS のインタフェース仕様等や取扱説明書等については第一次審査を通過した事業者にはすみやかに提示頂けるのでしょうか。	事業契約締結後を予定しています。第一次審査通過後に提示する予定はありません。
68	(資料-3) 様式集及び記載要領	15	19	第1_4_(2)_イ【前提条件】_オ	「オ. 運用技術を維持するための方策」とは、HK 及びミッション系の衛星シミュレータを用いた訓練を実施することで運用技術を維持する等の方策をご提案する理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりでも問題ありません。
69	(資料-3) 様式集及び記載要領	19	11	第1_4_(5)	本項には、「提案者の意図を伝えるため、適宜必要な図面・スケッチ等を記載することができる。」という記載がありませんが、枚数制限とは別に「別紙」扱いでページを増やしてもよいという理解で正しいでしょうか。	各様式に示す枚数制限とは別に別紙を付すことができますが、評価対象となる提案事項は枚数制限を順守し、別紙は提案内容を補足する図表等のみとしてください。
70	(資料-3) 様式集及び記載要領	24	26	第2_4	「ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。」とありますが、別紙を用いての補足説明をした場合、その別紙も	別紙による補足説明は枚数制限に含みません。ただし、別紙は提案内容を補足するものとし、評価対象となる提案

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					ページ数制約に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事項は枚数制限を順守してください。
71	(資料-3) 様式集及び記載要領			様式番号D-2-1 添付①	事業収支計画表について、「税引後当期利益(損失)」を起点に行っていく間接法での記載が想定されておりますが、よりシンプルに分かり易くするため直接法での記載としてもよろしいでしょうか。	原案のとおりの方法で記載してください。なお、直接法の計算過程を記した別紙を添付することは可能です。
72	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	9	1_表1	発注者との事業契約や選定企業との受託契約等、それに係る印紙や弁護士費用等については、開業に係る費用で計上するでよろしいでしょうか。	費用の具体的な性質に応じて適切にご判断ください。
73	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	9	1_表1	整備期間における SPC に係る経理費用、固定資産税等の税金負担、水道光熱費、運用拠点の賃借等費用、保険料は、①イ、②イの整備におけるその他費用「地上施設設備に関して必要と認められる費用等」にて計上するのでしょうか。それとも、⑨その他費用に計上することによろしいでしょうか。	①イ、②イの整備におけるその他費用「地上施設整備等に関して必要と認められる費用等」にて計上してください。
74	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	9	1_表1	維持管理運用期間で負担する SPC に係る経理費用、固定資産税等の税金負担、水道光熱費、運用拠点の賃借等費用、レンダーに対する手数料、各種保険料は、③ア、⑥アの各衛星共通の維持管理(または運用) 費等「各衛星共通の維持管理(または運用) に関して必要と認められる費用等」ではなく、⑨その他費用に計上することによろしいでしょうか。	費用の具体的な性質に応じて適切にご判断ください。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
75	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	9	22	3_ (7)	維持管理・運用費の支払手順と違い、10号衛星運用開始に係る整備費、9号衛星運用開始に係る整備費は、一括払いの為、前期及び後期の支払区分は無く、業務完了後に直ちに請求書発行後30日以内の支払されると考えてよろしいでしょうか。	サービス対価の算定及び支払方法の3(7)を修正します。 10号衛星運用開始時に係る整備費の請求書は10号衛星の運用開始日以降速やかに、9号衛星運用開始時に係る整備費の請求書は9号衛星に係る地上施設が運用可能となった日以降速やかに発行していただき、それぞれ受領日から30日以内に支払うものとします。
76	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	10	1	4	各段階において、サービス対価を精査し、修正、確定するとありますが、事業契約書を締結後にサービス対価を修正、変動させる可能性があることは外部レンダーとの契約や事業者の資金計画を踏まえると大変困難な内容と想定されますが、具体的にどのような作業を想定されているのでしょうか。	サービス対価の総額は「5 サービス対価の改定方法」に基づき改定される場合を除き、原則として不変とし、「1 サービス対価の構成」に規定する「構成される費用の内容」について詳細化を図り、修正又は確定させることを想定しています。
77	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	12	1	5_ (3) _③_ (ア) _表2	表2 改定にあたり使用する指標において、維持管理費、運用費、その他の費用ごとに使用する指標が記述されておりますが、当該指標については、SPC との協議により決定されるものとの理解で宜しいでしょうか。「契約に関するガイドライン」(令和6年6月3日改定)	原案の指標と別の指標を提案する場合にはその論拠を示して変更を提案いただき、気象庁と協議のうえ決定します。
78	(資料-5) 事業者選定基準	4	4	第51__ (2)	入札価格が予定価格を超えている事業者は失格とすると思いますが、予定価格並びに各対価の予定価格内訳を公表頂けないでしょうか。	国においては入札前の予定価格の事前公表は行いません。契約締結後の公表・非公表については、現段階ではお答えできません。なお、公表する場合であ

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
						っても内訳については公表しておりません。
79	(資料-5) 事業者選定基準	4	30	第5_2_(3)	審査にあたって、各項目に設定している評価ポイントについて、相対評価となるのか絶対評価となるのかどちらになるのでしょうか。	資料5に記載されている以上の内容については公表の予定はございません。
80	(資料-5) 事業者選定基準	7	1	別紙1_加算点項目、評価ポイント及び配点	加算点項目の各評価ポイントに付された加点配分をご教示頂けないでしょうか。また、付点に際しての基準・手順等についても明確にして頂けないでしょうか。	各評価ポイントに付された加点配分及び付点の基準の公表予定はございません。評価の手順は「第3 審査の手順」とおりです。
81	(資料-5) 事業者選定基準	7	1	別紙1_加算点項目、評価ポイント及び配点	加算点項目の各評価ポイントに付された加点配分をご教示ください。	No. 80 をご参照ください。
82	(資料-5) 事業者選定基準	7	1	別紙1_加算点項目、評価ポイント及び配点	加点されるポイントは、応募者同士を比較しての相対評価にて決定するのか、絶対評価にて決定するのかどちらになりますでしょうか。	No. 79 をご参照ください。
83	(資料-5) 事業者選定基準	7	1	別紙1_加算点項目、評価ポイント及び配点	各加算点項目において、どのような手順・計算での点数付けとなるのでしょうか。 (例えば、評価者が、A、B、Cの3段階で採点し、Aは配点(満点)の100%、Bは配点(満点)の60%、Cは配点(満点)の20%とし、そのうえで、評価者それぞれの採点を合計して評価者人数で除した点数を付与するなど。)	資料5に記載されている以上の内容については公表の予定はございません。評価の手順は「第3 審査の手順」とおりです。
84	(資料-5) 事業者選定基準	7	14	別紙1_加算点項目、評価ポイント及び配点_本事業衛星の運用に関する業務	資料2(第1部 第2 事業概要)に記載の通り「国民の安全・安心に直結する気象業務の遂行にとって不可欠」であり「その観測データは(略)日本の国際貢献と	資料5に記載されている以上の内容については公表の予定はございません。資料5別紙1の加算点項目「特殊技術の取り扱い」の欄をご覧ください。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					しても高く評価されている」本事業において、(必須項目ではなく)加算点項目「本事業衛星の運用に関する業務」に『気象衛星の運用実績を有すること』が規定されていない意図をご教示ください。	
85	(資料-5) 事業者選定基準	8	33	別紙1_加算点項目、評価ポイント及び配点_賃上げの実施を表明した企業等	賃上げを表明した企業に対する加点の方法ですが、応募グループ内に参加企業が複数社存在する場合、1社でも達成していれば6点加点されるとの理解でよろしいでしょうか。それとも仮に参加2社において、うち1社が達成した場合、平均して3点という理解でしょうか。	(資料-5) 事業者選定基準 (P.9) に「グループで入札に参加する場合は、グループを構成する各企業による表明が必要である。」としているとおり、グループを構成する企業全てにおいて表明が必要であり、グループのうち1社でも表明がなければ加点はありません。
86	(資料-5) 事業者選定基準	10	20	別紙1_加算点項目、評価ポイント及び配点_賃上げの実施を表明した企業等	賃上げの実施を応募グループ内の1社のみが提出した場合において、当該1社以外の応募グループ内企業が、他の政府調達の総合評価方式による入札に参加する場合には減点措置を受けない理解でよろしいでしょうか。	応募グループを構成する企業の一部が賃上げを表明しない場合は加点がありませんので、減点措置の対象になりません。
87	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	12	4_(1)_①	「発生した事業が重大な事象であるか否かについては、予め定めた基準により国が判断する。」とありますが、「予め定めた基準」はいつお示しいただけるのでしょうか。	契約締結後に発注者と事業者で協議のうえ定めることを想定しています。
88	(資料-8) 事業対象用地の諸元等	3		敷地配置図	事業対象用地の諸元等について、対象用地の使用可能範囲に駐車場がありますが、現在駐車場のある敷地も事業用地として整備し直して使用して良いでしょう	問題ありません。

質問 No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
					か。	